

京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業仕様書

1 事業内容

(1) 事業名称 京丹後市役所市内地図及び庁舎案内図表示板設置事業

(2) 設置場所 京丹後市役所 1 階正面玄関ホール

(3) 内 容 京丹後市市内地図及び京丹後市役所庁舎案内図を作成し設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を記載することができるものとする。

(4) 事業期間

ア 表示板設置日から 1 年間とする。ただし、事業期間満了の 1 箇月前までに、市及び設置事業者双方から特段の意思表示がない場合、同一内容及び同一条件をもってさらに 1 年ごとに更新するものとし、当初表示板設置日から令和 8 年 3 月 31 日まで更新することができるものとする。

イ 事業期間内において、庁舎の改修等により設置場所等を変更する必要がある場合は、市と設置事業者が協議の上、決定するものとする。

(5) 広告付き市内地図及び庁舎案内図表示板

①設置本体

ア 表示板は、縦 2, 100mm×横 2, 700mm 程度の大きさで作成すること。

イ 表示板には、電気亜鉛メッキ鋼板（厚さ 150mm 以上）加工及びメタリック焼付塗装あるいはそれと同程度のものを使用すること。

ウ 地図、案内図及び広告部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいは液晶ディスプレイなどそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。

エ 表示板本体枠の角が鋭利にならないように加工すること。

オ 本体下部は、ストッパー付の車輪を用いて移動できるようにし、地震等でも容易に転倒しないようにすること。また、撤去の際は原状復帰すること。

カ 照明は LED 内照式とし、調光器で明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等電照時間を自動制御できる機能を装備し、手動スイッチによる電源のオン/オフも容易にできるようにすること。

キ 本体部に、カッティングシール等により庁舎案内サインを表示させ、また人口推

移を表示させるマグネットを貼付すること。

②市内地図

ア 地図は本体内に収まり、京丹後市内全域及び京丹後市役所周辺地図で構成すること。

イ 国土地理院の2, 500分の1の地図をベースに作成すること。

ウ 公共施設等市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

エ 全体的に利用者が見やすい配色デザインとすること。

③広告枠

ア 広告主の広告を掲載することができるものとする。(写真、名称、所在地、電話番号等)

イ 本体内で収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。

ウ 次の各号のいずれかに該当する広告の掲載は認めない。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ) 人権侵害に当たるもの又はそのおそれのあるもの

(エ) 政治性又は宗教性のあるもの

(オ) 個人または団体の意見広告及び名刺広告

(カ) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明広告に関するもの

(キ) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

(ク) 美観風致を害するおそれのある広告

(ケ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告

(コ) 人材募集の広告

(サ) 責任の所在が不明確な広告

(シ) その他適当でないと市が認めるもの

④庁舎案内図

ア 市が作成した原案に基づいて表示すること。

イ 2回目以降の更新時期は4月とする。但し、庁舎改修等により庁舎の配置が変更となる場合は、その都度更新を行うものとする。

⑤その他

ア 製作、設置、移設、更新、撤去等に係る一切の費用は設置事業者が負担すること。

イ 表示板の汚損又は破損、表示板に掲載する公共施設、広告主等の変更があった場合は、その都度メンテナンスを行い、必要な措置を講じること。

ウ 広告枠の掲載内容は、事前に見本を市の担当者へ提出し、承認を得ること。

エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、京丹後市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

(6) 会議案内表示板

ア 設置台数は1台とする。なお、会議案内表示板は、液晶ディスプレイ、スタンド、メディアプレーヤー、表示用ソフトウェアが附属するセットであること。

イ スタンドに液晶ディスプレイとメディアプレーヤーを取り付けた状態での会議案内表示板の外形寸法が高さ1,500mm×幅660mm×奥行き700mm以下になるようにすること。

ウ 会議案内表示板のモニタは42型以上49型以下のサイズであること。

エ パソコンで電子ポスターを編集し、USBメモリでデータの更新が可能であること。

オ モニタは縦横どちらにも設置可能なものであること。

カ 下記のフォーマットに対応している会議案内表示板であること。

静止画 BMP、JPG、PNG

動画 MPEG1、MPEG2、Windows Media Video 9

オーディオ MP3

キ スタンド下部は、ストッパー付の車輪を用いて移動できるようにし、地震等でも容易に転倒しないようにすること。また、撤去の際は原状回復すること。

ク 製作、設置、移設、更新、撤去等に係る一切の費用は設置事業者が負担すること。

ケ 表示板の汚損又は破損、表示板に掲載する公共施設、広告主等の変更があった場合は、その都度メンテナンスを行い、必要な措置を講じること。

2 支払条件

(1) 行政財産使用料は、市行政財産使用料条例別表により令和5年4月1日現在で算出すると、建物使用料7,594円/㎡、土地使用料586円/㎡、年額8,182円/㎡の使用料(ただし、消費税及び地方消費税加算前)となる。

また、当該年度分を設置日から1箇月以内に市が発行する納入通知書により納入すること。なお、期間が1年に満たない部分については月割りで計算し、1月に満た

ない部分については1月を30日として日割計算により算出する。

- (2) 広告料については、設置事業者がプレゼンテーションで提示した額を採用するものとし、当該年度分を設置日から1箇月以内に市が発行する納入通知書により納入すること。なお、期間が1年に満たない部分については月割りで計算し、1月に満たない部分については1月を30日として日割計算により算出する。
- (3) 電気料金（表示板に電気を使用する場合）は、設置事業者が表示板に個別に電気メーターを設置し、実際の使用分を年度末に納入すること。
- (4) 設置事業者は、設置事業者による広告主の募集が不調に終わった場合でも、契約で定める広告料及び行政財産使用料に加え使用した電気料金を市に支払うこととする。

3 その他

- (1) 設置事業者は、年度ごとに行政財産使用許可申請書を提出し、市の使用許可を受けること。
- (2) 事業実施にあたり、京丹後市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び事業の内容について疑義が生じた場合、市及び設置事業者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 閉庁日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで